



大山町スポーツ推進計画 (2025～2034)

「誰もがスポーツに親しみ、楽しみ、
生き生きと輝けるまち」



ニュースポーツ体験会で「トリコロキューブ」を楽しむ参加者

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 計画の方向性	3
1. 基本理念	3
2. 基本方針	3
第3章 計画推進のための施策	5
I 生涯スポーツ社会の実現	5
(1) ライフステージや多様性に応じたスポーツ活動の推進	5
(2) 地域におけるスポーツ活動の推進	9
(3) 誰もが親しみやすいスポーツ活動の推進	10
II スポーツによる地域活性化	11
(1) 地域振興につながるスポーツ活動の推進	11
(2) 健康増進につながるスポーツ活動の推進	12
(3) 共生社会の実現につながるスポーツ活動の推進	13
III スポーツ環境の整備および充実	14
(1) スポーツ施設等の整備および充実	14
(2) スポーツ活動へアクセスしやすい環境づくりの推進	18
(3) 競技スポーツの普及と競技水準の向上に関する取り組みの推進	19

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成23年に、スポーツの基本理念やスポーツに関する国及び地方公共団体の責務等を示した「スポーツ基本法」が施行され、同法第9条の規定に基づき、翌年には、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針となる「スポーツ基本計画」が策定されました。そして、平成29年には「第2期スポーツ基本計画」、令和4年には「第3期スポーツ基本計画」が示されてきました。

令和4年に策定された「第3期スポーツ基本計画」では、「第2期スポーツ基本計画」で掲げられた「①スポーツで『人生』が変わる②スポーツで『社会』を変える③スポーツで『世界』とつながる④スポーツで『未来』を創る」という中長期的な基本方針を踏襲しながら、「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点や令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承・発展に向けた取り組みが必要であるということが提示されています。

鳥取県においては、平成26年に同法第10条に基づき、令和5年度を最終目標とする10か年計画である「鳥取県スポーツ推進計画」が策定されました。令和6年3月には、前期5年間（2024年度から2028年度まで）の計画が策定され、そこでは「スポーツの力」を示し、4つの柱からなる主要施策に取り組むことで、「誰もが元気いっぱい鳥取県！ スポーツでつむぐ絆と輝く未来」を目指す姿とされています。

近年、少子高齢化やライフスタイルの多様化などの社会情勢の急速な変化が起こっており、スポーツの分野でも、特に運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行などが大きな話題となっています。このような状況の中、町民のスポーツに関する意識やニーズも大きく変わってきていると考えられ、町のスポーツ推進施策についても、変化に合わせた対応が求められています。

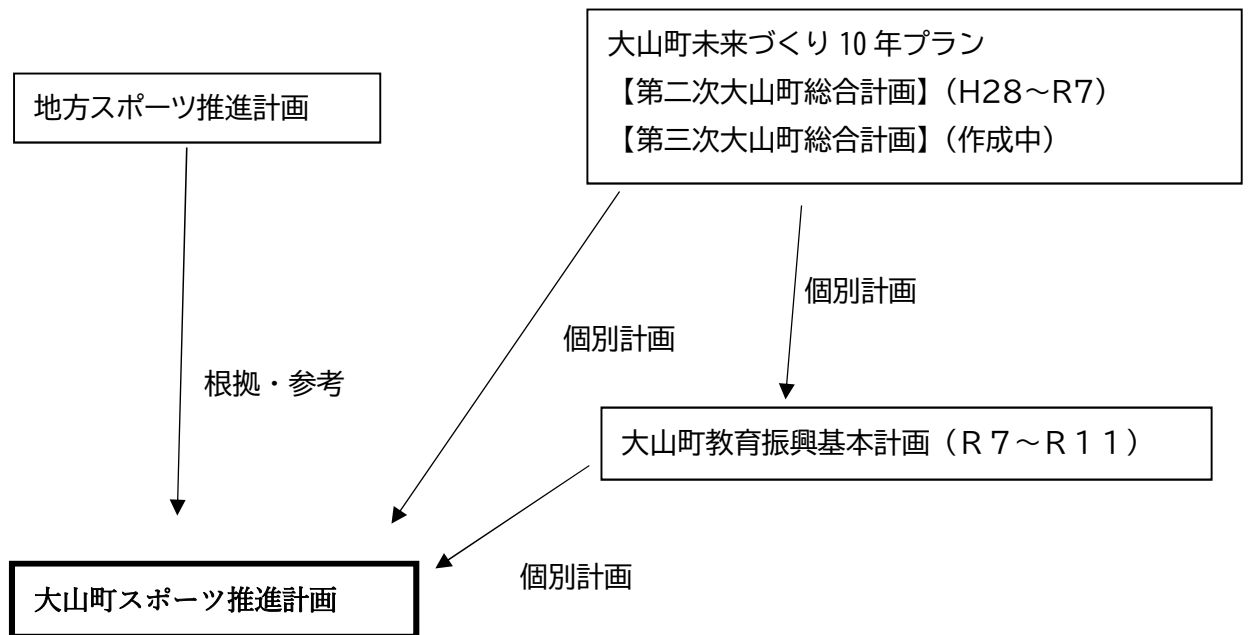
本町の総合計画である、「大山町未来づくり10年プラン【第二次大山町総合計画】～楽しさ自給率の高いまちへ～」（平成28年度～令和7年度）では、「いつでもいつまでもスポーツを楽しむ人をふやそう」という施策目標が掲げられ、その実現に向けて①スポーツを楽しむ環境をつくる②スポーツを盛り上げる人や組織、団体の活動をサポートする③スポーツ施設をより使いやすくするという施策が挙げられており、「大山町教育振興基本計画」（令和2年度～令和6年度）では、「大山の恵みを受けて生き生き輝く人づくり」という基本理念のもと、幼児教育・学校教育・社会教育におけるスポーツに関する取り組みが示されています。

この度、本町では、スポーツ推進施策を総合的かつ計画的に遂行していくため、「大山町未来づくり10年プラン【第二次大山町総合計画】～楽しさ自給率の高いまちへ～」や「大山町教育振興計画」といった上位計画との整合性を図り、国・県の計画を参酌しながら、新たに「大山町スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条「地方スポーツ推進計画」の規定に基づく本町のスポーツ推進に関する計画であり、上位計画である「大山町未来づくり 10 年プラン【第二次大山町総合計画】～楽しさ自給率の高いまちへ～」及び「大山町教育振興基本計画」のスポーツに関する施策を推進する上での、個別計画として策定します。

〈大山町スポーツ推進計画の全体像〉



3. 計画期間

本計画は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とします。
なお、本計画に基づく施策の実施に関しては、計画期間の中間年である令和 11 年度に見直しを図るものとします。

第2章 計画の方向性

1. 基本理念

本町の総合計画では、計画の基本理念を「楽しさ自給率の高いまちへ」と定め、生き生きと暮らし続けることのできるまちづくりを進めています。

その中で、教育分野については、大山町教育振興基本計画において、「大山の恵みを受けて生き生き輝く人づくり」という理念のもと、生涯にわたって“大山の恵み”を享受しながら、人と人とが豊かにつながり合い、文化活動やスポーツに親しみ、生き生きと暮らしていくことのできる人づくり・まちづくりに取り組んでいます。

本計画は、第1章で示したように、本町の総合計画および教育振興基本計画の下位計画として位置づいていることから、これらの理念を踏まえ、次のとおり本計画の基本理念を掲げます。

「誰もがスポーツに親しみ、楽しみ、生き生きと輝けるまち」

解説：生涯にわたって多様な主体がみんな、様々な形でスポーツに関わり、親しみ、スポーツそのものやスポーツを手段として、生活の中で自ら楽しさを生み出すことで豊かに暮らし、生き生きと輝くことのできるまちを目指します。

2. 基本方針

この基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を定め、具体的な取り組みを展開します。

I 生涯スポーツ社会の実現

ライフステージにおける様々なニーズに応じたスポーツ活動の場・機会を提供することにより、年齢・性別、障がいの有無、国籍などを問わず、すべての町民がそれぞれの体力や年齢、能力、関心、適性、目的に応じて、生涯にわたってスポーツを楽しむことのできる社会の実現を目指します。

II スポーツによる地域活性化

本町ならではの山、海、溪流などの自然、食、温泉、文化、遺跡、歴史などの地域資源を活用するなどして、スポーツを通じた、交流創出による交流人口の拡大や健康増進、

共生社会の実現といった地域の活性化を目指します。

Ⅲ スポーツ環境の整備と充実

すべての町民がスポーツに親しみやすい場づくり・競技力の向上につながる場づくりのため、人材育成や施設のバリアフリー化など、スポーツを取り巻く環境の整備・充実を目指します。

第3章 計画推進のための施策

I 生涯スポーツ社会の実現

(1) ライフステージや多様性に応じたスポーツ活動の推進

【施策目標】

幼児から高齢者までそれぞれのライフステージにおけるニーズに応じたスポーツ活動を推進することで、生涯にわたって、誰もがスポーツを身近に感じ、親しみを持てる機会の場づくりを図ります。

①幼児期のスポーツ活動の推進

【現状と課題】

文部科学省が平成24年に策定した幼児運動指針では、幼児期において体を動かすことの意義として、「体力・運動能力の向上」・「健康的な体の育成」・「意欲的な心の育成」・「社会適応力の発達」・「認知的能力の発達」が挙げられており、幼児期におけるスポーツ活動が身の健全な発達につながることを示されています。また、運動の行い方としては「幼児が様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすことが望ましい」とされています。

しかし、近年では、生活スタイルの変化や少子化などの社会変化に伴い、様々な要因から体を動かす機会が減少しており、子どもの体力が低下していることが指摘されています。

このような現状を踏まえ、本町においても、保育施設、家庭などで遊びを中心に楽しく体を動かすことのできる機会を増やしていくことが必要であると考えられます。

【施策の展開】

・保育施設においては、リズム運動をはじめとした体づくり活動の実施に積極的に取り組みます。また、家庭における活動の充実については、保護者の理解と協力が必要不可欠であるため、毎月のおたよりなどを通じて啓発を行うなど、家庭との連携を図ります。

・子育て支援センターでの子育てイベントなどをはじめ、親子で体を動かす機会の提供に努めます。

②児童生徒のスポーツ活動の推進

【現状と課題】

スポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本町の小中学生の体力・運動能力は、全国および県の水準を全体的に上回っていますが、経過で見ると学年または種目によっては、前年度からの数値の低下がみられる部分も少なくないという状況です。また、スポーツ庁は、子どもの運動習慣における課題として、「運動をする人とならない人の二極化」を指摘し、調査の分析から、その解決策として「運動を好きになってもらうこと」を挙げています。

児童生徒がスポーツに触れる機会の確保については、学校体育やスポーツ少年団などが提供する地域スポーツ活動に支えられているため、学校体育における授業の充実や地域におけるスポーツ活動を支えるスポーツ少年団などの地域スポーツ団体への支援が求められています。

なお、中学校の運動部活動については、国が推進する部活動地域移行の動きを踏まえ、本町においても、今後の部活動の在り方について検討していく必要があります。

【施策の展開】

- ・学校における体育授業や食育等について、指導方法の工夫改善に努めるなど、基礎体力の向上や体づくりに関する知識の習得を図る機会の充実を目指します。
- ・スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、地域における子どものスポーツ活動の場を支えている地域スポーツ団体での指導者育成、多様性、魅力発信などの活動を支援します。
- ・ユニバーサルスポーツやニュースポーツをはじめ、様々なスポーツ経験のできる取り組みを進めていくことで、スポーツの楽しさを味わうことのできる機会を創出し、生涯にわたる運動習慣の基礎づくりにつなげます。
- ・部活動のあり方検討委員会を開催し、実現可能な枠組みづくりの検討に取り組みます。

③成年期のスポーツ活動の推進

【現状と課題】

スポーツ庁が行った「令和３年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」によれば、運動・スポーツの実施率について、「年代別では特に 20 代～50 代の働く世代で引き続き低い傾向がある」とされています。また、厚生労働省が行った「令和元年国民健康・栄養調査報告」においても、運動習慣のある者の割合を年代別で見ると、男性では 40 代、女性では 30 代の割合が最も低く、他の世代に比べて、働き世代の運動習慣者が比較的少ないという状況がうかがえます。

このような状況となっている要因としては、「大山町スポーツ推進計画」策定に関するアンケート（2024 年）（以下「アンケート」と言う。）などから仕事や家事・育児などに忙しく、スポーツ活動に参加する時間を確保することが難しいという状況があります。

生涯スポーツ社会の実現に向けて、それぞれのライフスタイルに合わせて気軽に行えるスポーツ活動の推進が必要です。

また、令和 9 年度には、「ワールドマスタースゲームズ 2027 関西」（以下「WMG」と言います。）が関西一円で開催され、鳥取県内でもグラウンド・ゴルフなど 4 競技 6 種目が予定されており、スポーツへの関心が高まるよい機会と考えています。

【施策の展開】

- ・関係各所との連携を図り、少ない時間でも、またどこでも無理なく実施できるストレッチ運動やオンライン、ケーブルテレビを活用した運動に役立つ情報提供の検討および活用推

進に取り組めます。

- ・お子さんの成長に応じて、親子、家族で一緒に参加できるようなスポーツイベントの開催に取り組めます。
- ・スポーツ少年団と一緒に高校生や大人も練習できる環境を整えます。
- ・WMGなどのスポーツ大会の情報を発信し、スポーツへの関心を高めていきます。

④高齢者のスポーツ活動の推進

【現状と課題】

健康寿命の延伸やフレイル予防には、スポーツの実施が効果的であるとされていることから、高齢者のスポーツ活動機会の確保が求められています。

現在、本町では、健康部門、介護部門において健康づくりや介護予防のための教室を行っているほか、総合型地域スポーツクラブの活動や町スポーツ大会にも高齢者の参加が見られます。令和6年度の「第36回全国健康福祉祭とっとり大会 ねんりんピックはばたけ鳥取2024」では本町も会場地の一つとなるなど、高齢者のスポーツ活動推進に向けた気運の高まりも見られた。令和9年度にはWMGの開催が予定され、気運の上昇が期待されます。

今後も、関係各所との連携を図りながら、高齢者が参加しやすいスポーツ活動機会づくりと「支えるスポーツ」に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【施策の展開】

・ユニバーサルスポーツ（ボッチャ、卓球バレー、風船バレーボールなど）やニュースポーツ（ソフトバレーボール、パタンク、ドッジボールなど）、スポーツレクリエーションをはじめ、高齢者が気軽にプレーできるスポーツの普及に努めるとともにスポーツを通じた交流推進を図ります。

・総合型地域スポーツクラブや大山町スポーツ協会など、地域におけるスポーツ活動の場を支えている地域スポーツ団体の活動を支援し、各団体での高齢者の受け入れ体制の充実などを図ります。

・高齢者に向けた取り組みを中心に、公民館や地域自主組織など健康づくりを図る活動を行う母体には広がりがあることから、関係各所が情報共有などを行いやすい体制づくりに取り組めます。

・WMGなどのスポーツ大会の情報を発信し、スポーツへの関心を高めていきます。

鳥取県の平均寿命と健康寿命

平均寿命：男 81.34、女 87.91（R2） 健康寿命：男 72.89、女 74.97（R4）

出典：鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/genki/>

【用語解説】

ユニバーサルスポーツ：年齢や国籍、障がいの有無やスポーツの得意・不得意に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しむことができるスポーツのこと（例：ポッチャ、卓球バレー、風船バレーボールなど）

ニュースポーツ：技術やルールが比較的簡単で、だれでもどこでもいつでも容易に楽しめることを目的として新しく考案されたり紹介されたスポーツのこと（例：ソフトバレーボール、ペタンク、ドッジボールなど）

スポーツ・レクリエーション：心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動

⑤多様なニーズに応じたスポーツ活動の推進**【現状と課題】**

町内のスポーツ実施率の上昇のためには、町民一人一人が日々の生活の中においてスポーツの楽しさを享受することができる機会の提供が必要です。

現在、本町では、誰もが楽しめるユニバーサルスポーツやニュースポーツの体験イベントの開催など、多様なニーズを意識したスポーツ活動の推進に向けた取り組みが進められています。

今後は、そのようなイベント実施の取り組みをはじめ、スポーツ団体での受け入れ体制などの課題に対する検討を行い、福祉部門と連携を図り、障がい者や女性、外国人などを含めた様々な特性、適性に配慮したスポーツ活動を展開していく必要があります。

【施策の展開】

- ・スポーツ体験イベントの開催に加え、既存のイベント等への新たな導入などを検討し、さらなるユニバーサルスポーツ・ニュースポーツの普及を図ります。
- ・スポーツ施設における託児室や授乳室の設置や、バリアフリー促進や情報表示のあり方など幅広いニーズに対応できる設備等の整備について検討を行います。
- ・指導者、ボランティアなど高齢者、障がい者を支える人材を育成します。
- ・参加者の特性、適性、体力に応じた体験イベントの開催と開催場所の選定を検討します。
- ・障がいの特性や女性特有の健康課題、多様な性のあり方など、多様性に関する様々な事柄について理解のある指導者の育成に取り組みます。
- ・スポーツ団体における女性指導者・役員の比率増加など、様々な方のスポーツ関係組織等への参画を図る取り組みを検討します。

(2) 地域におけるスポーツ活動の推進

【施策目標】

町内のスポーツを盛り上げる団体への支援を行うことで、地域におけるスポーツ活動の場・機会の提供の充実を図ります。

【現状と課題】

現在、本町では、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど、様々なスポーツ団体が活動し、定期的な活動やイベントの実施、そして大会の開催により、地域におけるスポーツ活動の場を支えています。

このようなスポーツ団体での活動は、仲間とともにスポーツを楽しむことのできる機会を提供してくれます。しかし、近年は会員の固定化などが課題となっており、今後は、各団体の活動に関わる層を広げていくことが大切です。

また、団体間のつながりが希薄となっているため、地域のスポーツ推進に向けて一体となって取り組んでいけるような意識を高めていくことが必要です。

アンケート結果からは、スポーツ団体に加入している人の割合は15%程度、総合型スポーツクラブを利用したことがある人は2%程度にとどまっています。活動が活発になるよう情報発信を推進していくことが重要です。

また、どのようなスポーツ活動の実施形態に参加したいかとのアンケートで「身近な小グループでの活動」、「定期的な教室やサークル」に続いて、「単発のイベント」や「個人での活動」の需要も高いことがわかります。

【施策の展開】

- ・定期的な活動やイベントの実施、そして大会の開催が活発となるよう、地域におけるスポーツ活動の場を支える各団体の活動を支援します。
- ・個人で行う運動に関する情報を発信し、活動を支援します。
- ・必要な会員や団員の加入促進のため、各団体の周知活動などを支援します。
- ・各団体が一体となった地域のスポーツ推進に向け、団体間の関わりの場を設けられるよう努めます。
- ・スポーツ推進委員の地域スポーツ活動への企画協力・派遣を行い、地域スポーツの振興を図ります。

(3) 誰もが親しみやすいスポーツ活動の推進

【施策目標】

気軽に行え、また、様々な主体が一緒になって楽しめるようなスポーツ活動を推進することで、スポーツに関わる層の拡大を図ります。

【現状と課題】

スポーツ庁が行った「令和3年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」によれば、運動・スポーツの阻害要因として、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「年をとったから」といったことが挙げられています。

また、eスポーツ(electronic sports)は、コンピューターゲームなどを使って対戦する娯楽としてだけではなく、現在は、その競技性や健康増進の効果が注目されており、eスポーツイベントも開催されるなど、その競技人口は急増し老若男女問わず多くの人に親しまれるようになってきています。第36回全国健康福祉祭とっとり大会(ねんりんピックはばたけ鳥取2024)では初めて開催種目にeスポーツが取り入れられました。

スポーツへの興味・関心についてのアンケートからは、「スポーツを行うこと」が29%、「スポーツを見ること」が50%という結果でした。

このことから、「競技スポーツだけではなく、気軽に行える運動やユニバーサルスポーツなども」、「するスポーツだけではなく、見る・支える・知るスポーツも」、「状況や環境に応じて、時には取り組みやすいように柔軟にルール等を変更することもあるといい」といったようなことを意識した幅広いスポーツ活動の取り組みを進めることを通して、市民のスポーツに対するイメージの広がりに向けて働きかけることが、スポーツ人口の拡大につながる1つの解決策であると考えられます。

【施策の展開】

・散歩、ストレッチ、ラジオ体操、eスポーツなどいつでもどこでも気軽に行えるスポーツ活動の検討および活用推進に取り組みます。

・体験イベントの開催をはじめ、ユニバーサルスポーツやニュースポーツ、eスポーツなど、気軽に行え、また、様々な主体が一緒になって楽しめるようなスポーツ活動の推進に取り組みます。

・様々なスポーツの関わり方についての啓発活動に努めます。

・イベント等の開催にあたっては、スポーツ推進委員などの協力者と連携し、状況や環境に合わせて、必要に応じたルール等の変更などの工夫を取り入れ、柔軟な対応を行います。

・市内のスポーツ施設の情報を発信します。

・市内で行われる大会、市内関係者が出場する全国大会、WMG等の情報を発信していきます。

Ⅱ スポーツによる地域活性化

(1) 地域振興につながるスポーツ活動の推進

【施策目標】

スポーツによる地域資源の活用やスポーツを通じた人々の交流活動を推進することで、地域の活性化を図ります。

【現状と課題】

豊かな自然をはじめとした地域資源に恵まれた本町では、雪山を活かしたウィンタースポーツや海でのサーフィンなどが行われ、近年では、大山町の地形を利用したマウンテンバイクや e-bike などのアウトドアスポーツの取り組みが進みつつあります。このような地域資源の魅力を発信し活用推進していくことで、スポーツをきっかけとした大山町への関心の高まりが期待できます。

また、現在、町内では、地区の運動会から県内外から人が集まるスポーツイベントの開催まで、スポーツを起点とした様々な人々の交流活動が行われています。このような町内および対外的な人々の交流は、地域の活力創出に寄与することが考えられます。

今後も、地域振興につながるスポーツの力が発揮されるよう、スポーツによる地域資源の活用やスポーツを通じた人々の交流活動といった取り組みを進めていくことが大切です。

【施策の展開】

- ・関係各所と連携し、地域資源を活かした、「大山町ならではの」スポーツ活動の普及・推進に取り組みます。
- ・祭りなどイベントを活用したスポーツの普及に取り組みます。
- ・スポーツ推進委員などと連携し、町内のスポーツ活動実施へのサポートに取り組むとともに、各地区の集まりなどで気軽に取り入れられるようなユニバーサルスポーツやニュースポーツの普及に努め、地域内住民への健康維持増進、共生社会実現推進を図ります。
- ・「大山町名和マラソンフェスタ」など、町外からの参加者が多いスポーツイベントを主催する団体を支援し、住民の参加や応援などのスポーツに親しむ機会を増やしていきます。
- ・町内のスポーツ施設および宿泊施設を活かした、県内外のスポーツチームの合宿等の誘致など、スポーツを活用した海外、国内からの交流人口拡大推進に取り組みます。

(2) 健康増進につながるスポーツ活動の推進

【施策目標】

健康づくりに向けた取り組みなどを推進することで、町民のスポーツを通じた健康で活力あふれる生活の実現を図ります。

【現状と課題】

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法の前文にも、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である」という記述があるとおり、スポーツは人々の健康増進に大きく関わっており、健康寿命の延伸や医療費の削減などへの寄与が期待されます。

アンケートでは、76%の人が運動不足を感じており、汗を軽くかく運動が習慣化している人は31%、1日1時間以上の歩行程度の身体的活動を行っている人も49%にとどまっています。スポーツを行う頻度は、まったくしないが52%、次いで月に1～2回程度との回答が約17%でした。

スポーツを行う理由としては、健康のため(体力増進維持・運動不足を感じるからを含む)が56%と一番多いことがわかりました。また、健康のためにスポーツや運動を行いたいが、何らかの理由で行えていない人が約50%でした。

現在、本町では、健康部門、介護部門において健康づくりや介護予防のための教室を行っているほか、スポーツ活動の場を提供する、総合型地域スポーツクラブをはじめとしたスポーツ団体への活動支援などが行われています。

今後も、健康づくりのためのスポーツ活動の機会づくりを行い、また、健康増進には、日常的な運動習慣が大切とされていることから、取り組みやすい環境づくりとともに町民の主体的な活動を促進する取り組みが必要です。

【施策の展開】

- ・健康対策部門、福祉介護部門との連携による健康づくりのためのスポーツを行う機会の提供に取り組み、健康寿命延伸に向けたスポーツ実施率向上を図ります。
- ・公民館や地域自主組織など、健康づくりを図る活動を行う母体には広がりがあることから、関係各所が情報共有などを行いやすい体制づくりに取り組みます。
- ・日常的に継続して取り組みやすい、気軽に行えるスポーツの普及を推進します。
- ・スポーツの健康増進に対する効果など周知するような啓発活動に努めます。
- ・近距離であればなるべく車を使わず徒歩や自転車での移動を心がけるなどを健康の保持増進に有効な方法として広報などで情報発信を行い、軽く汗を流す運動の推進に取り組みます。

(3) 共生社会の実現につながるスポーツ活動の推進

【施策目標】

多様なニーズに応じたスポーツ活動の提供に通じる環境整備を推進することで、スポーツを通じた共生社会の実現を図ります。

【現状と課題】

年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関係なく、多様な人々が一緒にスポーツを楽しむことは、スポーツ人口の拡大のみならず、共生社会の実現に寄与します。

アンケートでは、「障がい者スポーツ」は87%の人が認識しているが、「ユニバーサルスポーツやニュースポーツ」への認識は54%にとどまっています。

共生社会の実現のために何が必要かとの問いには、「誰でも楽しめる種目や実施方法の普及が必要」との回答が41%でした。

現在、本町では、誰もが楽しめるユニバーサルスポーツやニュースポーツの体験イベントの開催などの取り組みが進められています。

今後は、そのような取り組みに加え、スポーツ活動を支える指導者に対する啓発や多様な人々が関われる団体に移行できるような情報発信を検討し、施設設備など、周囲の環境整備を含めた施策を展開していくことが必要です。

【施策の展開】

・障がいの特性や女性特有の健康課題、多様な性のあり方など、多様性に関する様々な事柄について理解のある指導者の育成に取り組みます。

・スポーツ団体における女性指導者・役員の比率増加など、様々な方のスポーツ関係組織等への参画を図る取り組みを検討します。

・スポーツ施設における託児室や授乳室の設置や、情報表示のあり方など幅広いニーズに対応できる設備等の整備について検討を行います。

・指導者、ボランティアなど、高齢者や障がい者を支える人材の育成について検討します。

・ユニバーサルスポーツやニュースポーツを紹介・体験する機会を増やし、認知度を上げるとともに誰でも楽しめる種目や実施方法の普及を図っていくことを検討します。

Ⅲ スポーツ環境の整備および充実

(1) スポーツ施設等の整備および充実

【施策目標】

スポーツ活動の実施に施設の整備や指導者の発掘・育成を通して、安心安全な活動のための取り組みに努め、町民のスポーツ活動を支える環境の整備・充実を図ります。

【現状と課題】

スポーツ活動を行うためには、スポーツをする場所とスポーツの楽しみ方を教えてくれる指導者の存在が必要であり、それらに加えて、安心安全にスポーツに取り組める環境が不可欠です。

現在、町内には、すでに多くのスポーツ施設があり、様々な利用者のニーズに応じた施設整備、さらなる施設サービスの充実に向けた取り組みが求められます。一方で建築から年数が経過していることから、老朽化などの課題や、今後は人口減少などの社会的な課題もあり、施設の統廃合など慎重に検討を行っていくことも必要となっています。

指導者については、町内のスポーツ団体で活動する指導者やスポーツ推進委員の活躍によって支えられており、今後に向けては、指導者の負担増加の抑制・資質向上の取り組みが必要です。しかしながら、アンケートではスポーツ推進委員の認知度が20%程度と低い状態でした。活動の発信を強化することで、町内での活躍の場がさらに広がり、スポーツの普及が進むものと考えます。

また、安心安全なスポーツ活動のためには、スポーツ活動の場におけるケガ等の事故などに対応するための指導者等の知識の習得、適切に対応できるスポーツ施設の環境づくりが不可欠です。

【施策の展開】

- ・施設整備については、「大山町公共施設等総合管理計画」ほかに基づき、修繕などを計画的に実施します。また、指定管理者等と連携し、バリアフリー促進、AEDや用具の整備、スポーツ教室の実施など、さらなる施設サービスの向上に努めます。

- ・施設の利用について、利用者が施設利用申請をしやすい環境を整えていきます。

- ・大山町ホームページ等で施設利用について周知を図るとともに、指定管理者による管理施設については、指定管理者によるスポーツ推進についても連携していきます。

- ・町内スポーツ団体との意見交換などによるニーズ把握に努め、対応の検討に取り組みます。

- ・人材バンク等の仕組みの活用など、町内人材（医療、福祉、審判、広報など）の活用をはじめ、スポーツ活動を支える協力者のネットワークを広げる取り組みを検討します。

- ・スポーツ推進委員の活動の発信を強化するとともに、関係各所との連携などを行い、活躍の場の拡大に取り組みます。

- ・スポーツ事故、暴力・暴言を始めとするハラスメント防止などの研修会の実施検討や研修

会情報の提供などを行い、指導者の育成および資質向上を図ります。

・町内スポーツ団体等へ、安心安全なスポーツ活動に向けた、スポーツ事故の防止などに関する情報共有に努めます。

【スポーツにおける暴力・ハラスメント等の相談窓口】 令和7年3月現在

名称	連絡先
公益財団法人 日本スポーツ協会	電話 03-6910-5827 (火・木 13時～17時、年末年始・祝日を除く) 問い合わせフォーム https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1018.html
公益財団法人 日本パラスポーツ協会	電話 080-7801-6611 (月～金 10時～12時、13時～17時) FAX 03-5641-1213
公益財団法人 日本中学校体育連盟	電話 03-5843-1961 (月～金 10時～17時) FAX 03-5843-1963 Eメール njpa@nippon-chutairen.or.jp/action/
公益財団法人 全国高等学校体育連盟	電話 03-6268-0027 (月～金 9時～13時、14時～17時) FAX 03-6268-0028 Eメール info@zen-koutairen.com
一般社団法人 大学スポーツ協会	問い合わせフォーム https://www.univas.jp/soudan/

公立の社会体育施設等一覧

NO.1

名 称	位 置
中山農業者トレーニングセンター	大山町下甲1022番地5
大山町中山運動場	大山町下甲1017番地2
大山町中山野球場	大山町下甲1017番地2
名和農業者トレーニングセンター	大山町名和1247番地1
大山町名和総合運動公園野球場	大山町名和1247番地1
// 陸上競技場	大山町名和1247番地1
// テニスコート	大山町名和1247番地1
// アスレチック広場	大山町名和1247番地1
// こども広場	大山町名和1247番地1
夕陽の丘神田第1多目的広場	大山町加茂2663番地
// 第2多目的広場	大山町加茂2663番地
// グラウンド・ゴルフ場	大山町加茂2663番地
保健福祉センターなわ屋内軽スポーツ場	大山町御来屋467番地
大山町大山グラウンド	大山町佐摩869番地1
大山町高麗運動場	大山町妻木630番地
大山農業者トレーニングセンター	大山町今在家611番地
大山町大山野球場	大山町今在家607番地
大山農村運動広場	大山町今在家611番地
大山町大山武道館	大山町所子218番地2
大山町赤松体育館	大山町赤松931番地1
庄内体育館	大山町古御堂177番地
大山総合体育館	大山町大山145番地13
大山国体広場	大山町大山145番地13
大山運動広場	大山町大山145番地13
大山町上中山水泳プール	大山町束積314番地（夏季開放期間のみ）
中山小学校体育館	大山町下甲1022番地
// プール	（ 夏季開放期間のみ ）

公立の社会体育施設等一覧

NO.2

名 称	位 置
中山中学校体育館及びグラウンド	大山町下甲951番地1
// 武道館	
名和小学校体育館及びグラウンド	大山町名和610番地
// プール	(夏季開放期間のみ)
名和中学校体育館及びグラウンド	大山町名和648番地
// 武道館	
大山小学校体育館	大山町佐摩340番地
// プール	(夏季開放期間のみ)
大山西小学校体育館及びグラウンド	大山町末長81番地1
// プール	(夏季開放期間のみ)
大山中学校体育館及びグラウンド	大山町所子313番地
文教の森四季彩園	大山町赤坂764番地
上屋付多目的広場及び遊具	大山町赤坂760番地
名和公園	大山町御来屋505番1他
仁王堂公園	大山町宮内457番地
夕陽の丘神田野営場	大山町加茂2663番地
中山公民館	大山町塩津368番地
名和公民館	大山町御来屋263番地1
大山公民館	大山町末長269番地1
大山農村環境改善センター	大山町今在家611番地
こうれいコミュニティーセンター	大山町妻木582番地1
こうれい上屋付多目的広場	大山町妻木603番地1
福祉センターなかやま	大山町赤坂764番地
保健福祉センターなわ	大山町御来屋467番地
保健福祉センターだいせん	大山町末長503番地
人権交流センター	大山町茶畑1077番地3

(2) スポーツ活動へアクセスしやすい環境づくりの推進

【施策目標】

スポーツに関する情報発信などを行い、誰もが参加しやすいスポーツ環境の構築を図ります。

【現状と課題】

町民の中には、スポーツ活動の場に参加するまでの情報収集や移動方法に課題がある人がいると考えられます。

アンケートからは、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「身近な場所や施設がないから」、「仲間がいないから」が挙げられています。

「どのようなスポーツ活動がいつどこで行われているのか」を知ったり、スポーツ活動に参加しにくい状況をサポートするような環境を整えたりすることで、人々とスポーツ活動がつながりやすくなります。

誰もが参加しやすいスポーツ環境の構築のためには、スポーツ活動に参加するまでの過程にある障壁に対する取り組みが必要です。

【施策の展開】

- ・スポーツ活動やイベント、スポーツ施設の利用案内などのスポーツに関する充実した情報提供に努めるなど、スポーツ活動への参加につなげる支援を行います。

- ・スポーツ施設など、スポーツ活動の場における授乳室等の設置推奨をはじめ、女性なども活躍できるスポーツ環境の構築に努めます。

- ・公民館活動や地域自主組織での取り組み等も含め、身近に感じていただけるスポーツ環境づくりに努めます。

- ・スポーツが苦手な人や未実施者へ、健康づくりや仲間づくりなどのスポーツの楽しさを広く周知します。

- ・オンラインを活用した自宅、自治会の集会所等でのスポーツ教室や、イベント等の実施を検討します。

(3) 競技スポーツの普及と競技水準の向上に関する取り組みの推進

【施策目標】

各競技団体と連携しながら、競技スポーツへの支援や関心を高める取り組みを行うことで、競技スポーツの普及および競技力の向上を図ります。

【現状と課題】

現在、町内では、大山町スポーツ協会に所属する競技団体やスポーツ少年団など、各スポーツ団体が、スポーツの普及や振興とともにスポーツの技術向上に励んでいます。

そして、いくつかの競技において、本町出身の選手が全国大会へ出場するなど、多くの選手が好成績を収め、町民に元気を与えています。

競技力の向上は、身近な選手の活躍へとつながり、その活躍は地域の活力創出へつながると考えられます。

【施策の展開】

- ・各競技団体への支援に取り組み、競技力の向上をサポートします。
- ・全国大会出場選手の情報掲示や大会派遣費の補助を行い、明るい話題を広く町民にお知らせするとともに、身近な選手の活躍を応援します。
- ・指導者育成についての支援を行います。

大山町スポーツ推進計画

大山町教育委員会事務局 社会教育課

2025 年 3 月発行

〒689-3211 鳥取県大山町御来屋 263-1

電 話 0859-54-5212

FAX 0859-54-5217